

## 25) 憲法改悪反対。憲法をくらしに活かす政治を実現

日本国憲法は、第二次世界大戦の悲惨な体験のなかで生まれました。軍国主義と戦争への深い反省から、徹底した平和主義を貫き、「戦争をしない」ことに加え、「戦力を持たない」ことを定めています。平和主義の規定である第9条2項（戦力の不保持と交戦権の否認）が注目されますが、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の三原則全体を位置づけている「前文」、多様な人権保障を規定した11条、13条、24条、97条、第3章、権力分立を定めた41条、65条、76条、「法の支配」を貫徹するための98条、81条など、多くの条項が相まって「世界でも先進的」といわれる憲法体系を形成しています。

憲法は、自らを改正するための規定（96条）を定めていますから、「不磨の大典」というわけではありません。しかし国家権力を担う側、ましてや首相や与党政治家が改憲の旗振りをするのは許されません。憲法は主権者である国民が、為政者に権力を預ける際のルールであり約束、「権力制限規範」です。制約されている側が、もっと自由に権力を行使したいというのが改憲論の本質です。

いま憲法を変える必要はありません。社会に様々な行き詰まりが目立つのは、憲法が原因ではなく、憲法の理念を活用しようとしない政府の責任です。変えるべきは「憲法」ではなく「政権」。社民党は、憲法理念を暮らしや政治に活かして、国民の生活を再建することに全力をあげます。

## 26) 安保法制、秘密保護法、共謀罪法、重要土地調査規制法廃止

立憲主義とは憲法を制定（立憲）し、憲法の定めに基づいて統治をする政治のあり方のことで、民主主義の政府のほとんどが採用する当たり前の原則です。第二次安倍政権（2012年～）頃から、強引な憲法解釈の変更や、露骨な憲法軽視が目立つようになり、「立憲主義」を守れという声が高まっています。

選挙に勝利して政権を得たとしても、「白紙委任」で何をしてもよいということにはなりません。時々の政府は、憲法の規定に則った法律を作り、憲法が認める範囲で政権の運営を委ねられるのです。権力者が国家権力を私物化することが許されるはずはありません。

自公政権下で憲法違反を指摘される立法が次々行われました。とくに、長年憲法上許されないとされてきた集団的自衛権の行使を認めた9条違反の「戦争法（安保法制）」（2016年施行）、国民の知る権利を侵害し、国民主権原理を形骸化させる21条違反の「特定秘密保護法」（2014年施行）、思想・良心の自由（19条）、表現の自由・通信の秘密（21条）を侵害し犯罪着手前の「計画（共謀）」を処罰することで罪刑法定主義（31条）にも反する「共謀罪」法（2017年施行）、基地周辺などで住民を監視し土地の取引に政府が介入し財産権（29条）、居住・移転の自由（22条）、表現の自由、思想・良心の自由、プライバシー権（13条）などを侵害する「重要土地調査規制法」（22年施行予定）など、悪質な違憲立法が続いています。社民党はとことん反対し、廃止を目指します。